

# 申告書のかきかた例

年度分 市民税・県民税申告書受付書

提出期限は  
3月16日です。

所得税の確定申告書を提出した人は、この申告書を提出する必要はありません。

神栖市役所 課税課  
電話 0299(90)1134

受付日付印

事業所得  
ア①〔営業等〕  
卸売業、小売業、飲食業、製造業、修繕業、サービス業などの、いわゆる営業から生じる所得。及び保険外交員、塾の経営、漁業などの事業から生ずる所得。

イ②〔農業〕  
田、畑、養蚕、農家が兼営する家畜、酪農などから生ずる所得。

ア①については、申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄を使用してください。

〔不動産〕  
ウ③地代、家賃、貸間代、駐車場代、土地、建物の権利金等から生ずる所得。  
申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄を使用してください。

〔配当〕  
オ⑤株式などの配当、証券投資信託の収益の分配などに係る所得。  
申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」欄を使用してください。

〔給与〕  
カ⑥給与・賃金・賞与などの収入の合計額。  
※給与所得=収入金額-給与所得控除  
(給与所得控除は、下表によって求められます。)

給与収入金額 A (円)	給与所得控除額 (円)
～ 1,900,000	650,000
1,900,001 ～ 3,600,000	A × 30% + 80,000
3,600,001 ～ 6,600,000	A × 20% + 440,000
6,600,001 ～ 8,500,000	A × 10% + 1,100,000
8,500,001 ～	1,950,000

ただし、給与等の収入金額が660万円未満の場合には、上記の表にかかわらず、所得税法別表第五(年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表)により給与所得の金額を求めます。

〔雑〕  
キ⑦公的年金などの収入の合計額。  
※公的年金等の雑所得=収入金額-公的年金等控除  
(公的年金等控除は、下表によって求められます。)

65歳以上(昭和36.1.1以前生まれの方)			
公的年金等の収入金額 A (円)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 (円)		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～ 3,300,000	1,100,000	1,000,000	900,000
3,300,001 ～ 4,100,000	A × 25% + 275,000	A × 25% + 175,000	A × 25% + 75,000
4,100,001 ～ 7,700,000	A × 15% + 685,000	A × 15% + 585,000	A × 15% + 485,000
7,700,001 ～ 10,000,000	A × 5% + 1,455,000	A × 5% + 1,355,000	A × 5% + 1,255,000
10,000,001 ～	1,955,000	1,855,000	1,755,000

  

65歳未満(昭和36.1.2以後生まれの方)			
公的年金等の収入金額 A (円)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 (円)		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～ 1,300,000	600,000	500,000	400,000
1,300,001 ～ 4,100,000	A × 25% + 275,000	A × 25% + 175,000	A × 25% + 75,000
4,100,001 ～ 7,700,000	A × 15% + 685,000	A × 15% + 585,000	A × 15% + 485,000
7,700,001 ～ 10,000,000	A × 5% + 1,455,000	A × 5% + 1,355,000	A × 5% + 1,255,000
10,000,001 ～	1,955,000	1,855,000	1,755,000

ク⑧業務に係る雑所得欄には、原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得を記入。

ケ⑨その他の雑欄には、生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金などの上記以外のものによる所得を記入。

申告書裏面「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」欄を使用してください。

〔総合譲渡・一時所得〕  
コ⑩総合譲渡は、商品や原材料のたな卸資産以外の自動車、機械、機具などの財産の譲渡により生ずる所得。  
一時所得は、生命保険等の満期返戻金、懸賞当選の金品などの一時的な性質をもっている所得。申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄を使用してください。

〔事業専従者〕  
申告書裏面「11 事業専従者に関する事項」に必要事項を記入してください。

〔分離課税〕  
分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」に記入してください。

地方税法等の改正により各事項が変更になる場合がありますので、御了承ください。

令和8年度分 市民税・県民税申告書

整理番号

神栖市長殿 現住所 日の出町1-1-1 業種又は職業

1月1日現在の住所

提出年月日 氏名 フリガナ シホン 伊弉 個人番号 123456789012

年 月 日 生年 月 日 明・大・期 平・金 世帯主の氏名 続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除	金額	控除	金額
社会保険料	116,428	1 営業等	3,840,945
国民健康保険	180,000	2 農業	1,214,000
国民年金	41,400	ウ 不動産	850,000
合計	337,828	エ 配当	0
新生命保険料の計		オ 給与	3,328,000
旧生命保険料の計	52,300	キ 公的年金等	0
新個人年金保険料の計		ク 業務	0
旧個人年金保険料の計	17,500	ケ その他	0
介護医療保険料の計		コ 短期	0
地震保険料の計		カ 長期	0
旧長期損害保険料の計		シ 一時	0

17-19 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除

20 障害者控除

21-22 配偶者特別控除

23 扶養控除

24 特定親族特別控除

25 基礎控除

26 雑損控除

27 医療費控除

28 雑損控除

29 医療費控除

30 雑損控除

31 医療費控除

32 雑損控除

33 医療費控除

34 雑損控除

35 医療費控除

36 雑損控除

37 医療費控除

38 雑損控除

39 医療費控除

40 雑損控除

41 医療費控除

42 雑損控除

43 医療費控除

44 雑損控除

45 医療費控除

46 雑損控除

47 医療費控除

48 雑損控除

49 医療費控除

50 雑損控除

51 医療費控除

52 雑損控除

53 医療費控除

54 雑損控除

55 医療費控除

56 雑損控除

57 医療費控除

58 雑損控除

59 医療費控除

60 雑損控除

61 医療費控除

62 雑損控除

63 医療費控除

64 雑損控除

65 医療費控除

66 雑損控除

67 医療費控除

68 雑損控除

69 医療費控除

70 雑損控除

71 医療費控除

72 雑損控除

73 医療費控除

74 雑損控除

75 医療費控除

76 雑損控除

77 医療費控除

78 雑損控除

79 医療費控除

80 雑損控除

81 医療費控除

82 雑損控除

83 医療費控除

84 雑損控除

85 医療費控除

86 雑損控除

87 医療費控除

88 雑損控除

89 医療費控除

90 雑損控除

91 医療費控除

92 雑損控除

93 医療費控除

94 雑損控除

95 医療費控除

96 雑損控除

97 医療費控除

98 雑損控除

99 医療費控除

100 雑損控除

101 医療費控除

102 雑損控除

103 医療費控除

104 雑損控除

105 医療費控除

106 雑損控除

107 医療費控除

108 雑損控除

109 医療費控除

110 雑損控除

111 医療費控除

112 雑損控除

113 医療費控除

114 雑損控除

115 医療費控除

116 雑損控除

117 医療費控除

118 雑損控除

119 医療費控除

120 雑損控除

121 医療費控除

122 雑損控除

123 医療費控除

124 雑損控除

125 医療費控除

126 雑損控除

127 医療費控除

128 雑損控除

129 医療費控除

130 雑損控除

131 医療費控除

132 雑損控除

133 医療費控除

134 雑損控除

135 医療費控除

136 雑損控除

137 医療費控除

138 雑損控除

139 医療費控除

140 雑損控除

141 医療費控除

142 雑損控除

143 医療費控除

144 雑損控除

145 医療費控除

146 雑損控除

147 医療費控除

148 雑損控除

149 医療費控除

150 雑損控除

151 医療費控除

152 雑損控除

153 医療費控除

154 雑損控除

155 医療費控除

156 雑損控除

157 医療費控除

158 雑損控除

159 医療費控除

160 雑損控除

161 医療費控除

162 雑損控除

163 医療費控除

164 雑損控除

165 医療費控除

166 雑損控除

167 医療費控除

168 雑損控除

169 医療費控除

170 雑損控除

171 医療費控除

172 雑損控除

173 医療費控除

174 雑損控除

175 医療費控除

176 雑損控除

177 医療費控除

178 雑損控除

179 医療費控除

180 雑損控除

181 医療費控除

182 雑損控除

183 医療費控除

184 雑損控除

185 医療費控除

186 雑損控除

187 医療費控除

188 雑損控除

189 医療費控除

190 雑損控除

191 医療費控除

192 雑損控除

193 医療費控除

194 雑損控除

195 医療費控除

196 雑損控除

197 医療費控除

198 雑損控除

199 医療費控除

200 雑損控除

201 医療費控除

202 雑損控除

203 医療費控除

204 雑損控除

205 医療費控除

206 雑損控除

207 医療費控除

208 雑損控除

209 医療費控除

210 雑損控除

211 医療費控除

212 雑損控除

213 医療費控除

214 雑損控除

215 医療費控除

216 雑損控除

217 医療費控除

218 雑損控除

219 医療費控除

220 雑損控除

221 医療費控除

222 雑損控除

223 医療費控除

224 雑損控除

225 医療費控除

226 雑損控除

227 医療費控除

228 雑損控除

229 医療費控除

230 雑損控除

231 医療費控除

232 雑損控除

233 医療費控除

234 雑損控除

235 医療費控除

236 雑損控除

237 医療費控除

238 雑損控除

239 医療費控除

240 雑損控除

241 医療費控除

242 雑損控除

243 医療費控除

244 雑損控除

245 医療費控除

246 雑損控除

247 医療費控除

248 雑損控除

249 医療費控除

250 雑損控除

251 医療費控除

252 雑損控除

253 医療費控除

254 雑損控除

255 医療費控除

256 雑損控除

257 医療費控除

258 雑損控除

259 医療費控除

260 雑損控除

261 医療費控除

262 雑損控除

263 医療費控除

264 雑損控除

265 医療費控除

266 雑損控除

267 医療費控除

268 雑損控除

269 医療費控除

270 雑損控除

271 医療費控除

272 雑損控除

273 医療費控除

274 雑損控除

275 医療費控除

276 雑損控除

277 医療費控除

278 雑損控除

279 医療費控除

280 雑損控除

281 医療費控除

282 雑損控除

283 医療費控除

284 雑損控除

285 医療費控除

286 雑損控除

287 医療費控除

288 雑損控除

289 医療費控除

290 雑損控除

291 医療費控除

292 雑損控除

293 医療費控除

294 雑損控除

295 医療費控除

296 雑損控除

297 医療費控除

298 雑損控除

299 医療費控除

300 雑損控除

301 医療費控除

302 雑損控除

303 医療費控除

304 雑損控除

305 医療費控除

306 雑損控除

307 医療費控除

308 雑損控除

309 医療費控除

310 雑損控除

311 医療費控除

312 雑損控除

313 医療費控除

314 雑損控除

315 医療費控除

316 雑損控除

317 医療費控除

318 雑損控除

319 医療費控除

320 雑損控除

321 医療費控除

322 雑損控除

323 医療費控除

324 雑損控除

325 医療費控除

326 雑損控除

327 医療費控除

328 雑損控除

329 医療費控除

330 雑損控除

331 医療費控除

332 雑損控除

333 医療費控除

334 雑損控除

335 医療費控除

336 雑損控除

337 医療費控除

338 雑損控除

339 医療費控除

340 雑損控除

341 医療費控除

342 雑損控除

343 医療費控除

344 雑損控除

345 医療費控除

346 雑損控除

347 医療費控除

348 雑損控除

349 医療費控除

350 雑損控除

351 医療費控除

352 雑損控除

353 医療費控除

354 雑損控除

355 医療費控除

356 雑損控除

357 医療費控除

358 雑損控除

359 医療費控除

360 雑損控除

361 医療費控除

362 雑損控除

363 医療費控除

364 雑損控除

365 医療費控除

366 雑損控除

367 医療費控除

368 雑損控除

369 医療費控除

370 雑損控除

371 医療費控除

372 雑損控除

373 医療費控除

374 雑損控除

375 医療費控除

376 雑損控除

377 医療費控除

378 雑損控除

379 医療費控除

380 雑損控除

381 医療費控除

382 雑損控除

383 医療費控除

384 雑損控除

385 医療費控除

386 雑損控除

387 医療費控除

388 雑損控除

389 医療費控除

390 雑損控除

391 医療費控除

392 雑損控除

393 医療費控除

394 雑損控除

395 医療費控除

396 雑損控除

397 医療費控除

398 雑損控除

399 医療費控除

400 雑損控除

401 医療費控除

402 雑損控除

403 医療費控除

404 雑損控除

405 医療費控除

406 雑損控除

407 医療費控除

408 雑損控除

409 医療費控除

410 雑損控除

411 医療費控除

412 雑損控除

413 医療費控除

414 雑損控除

415 医療費控除

416 雑損控除

417 医療費控除

418 雑損控除

419 医療費控除

420 雑損控除

421 医療費控除

422 雑損控除

423 医療費控除

424 雑損控除

425 医療費控除

426 雑損控除

427 医療費控除

428 雑損控除

429 医療費控除

430 雑損控除

431 医療費控除

432 雑損控除

433 医療費控除

434 雑損控除

435 医療費控除

436 雑損控除

437 医療費控除

438 雑損控除

439 医療費控除

440 雑損控除

441 医療費控除

442 雑損控除

443 医療費控除

444 雑損控除

445 医療費控除

446 雑損控除

447 医療費控除

448 雑損控除

449 医療費控除

450 雑損控除

451 医療費控除

452 雑損控除

453 医療費控除

454 雑損控除

455 医療費控除

456 雑損控除

457 医療費控除

458 雑損控除

459 医療費控除

460 雑損控除

461 医療費控除

462 雑損控除

463 医療費控除

464 雑損控除

465 医療費控除

466 雑損控除

467 医療費控除

468 雑損控除

469 医療費控除

470 雑損控除

471 医療費控除

472 雑損控除

473 医療費控除

474 雑損控除

475 医療費控除

476 雑損控除

477 医療費控除

478 雑損控除

479 医療費控除

480 雑損控除

481 医療費控除

482 雑損控除

483 医療費控除

484 雑損控除

485 医療費控除

486 雑損控除

487 医療費控除

488 雑損控除

489 医療費控除

490 雑損控除

491 医療費控除

492 雑損控除

493 医療費控除

494 雑損控除

495 医療費控除

496 雑損控除

497 医療費控除

498 雑損控除

499 医療費控除

500 雑損控除

501 医療費控除

502 雑損控除

503 医療費控除

504 雑損控除

505 医療費控除

506 雑損控除

507 医療費控除

508 雑損控除

509 医療費控除

510 雑損控除

511 医療費控除

512 雑損控除

513 医療費控除

514 雑損控除

515 医療費控除

516 雑損控除

517 医療費控除

518 雑損控除

519 医療費控除

520 雑損控除

521 医療費控除

522 雑損控除

523 医療費控除

524 雑損控除

525 医療費控除

526 雑損控除

527 医療費控除

528 雑損控除

529 医療費控除

530 雑損控除

531 医療費控除

532 雑損控除

533 医療費控除

534 雑損控除

535 医療費控除

536 雑損控除

537 医療費控除

538 雑損控除

539 医療費控除

540 雑損控除

541 医療費控除

542 雑損控除

543 医療費控除

544 雑損控除

545 医療費控除

546 雑損控除

547 医療費控除

548 雑損控除

549 医療費控除

550 雑損控除

551 医療費控除

552 雑損控除

553 医療費控除

554 雑損控除

555 医療費控除

556 雑損控除

557 医療費控除

558 雑損控除

559 医療費控除

560 雑損控除

561 医療費控除

562 雑損控除

563 医療費控除

564 雑損控除

565 医療費控除

566 雑損控除

567 医療費控除

568 雑損控除

569 医療費控除

570 雑損控除

571 医療費控除

572 雑損控除

573 医療費控除

574 雑損控除

575 医療費控除

576 雑損控除

577 医療費控除

578 雑損控除

579 医療費控除

580 雑損控除

581 医療費控除

582 雑損控除

583 医療費控除

584 雑損控除

585 医療費控除

586 雑損控除

587 医療費控除

588 雑損控除

589 医療費控除

590 雑損控除

591 医療費控除

592 雑損控除

593 医療費控除

594 雑損控除

595 医療費控除

596 雑損控除

597 医療費控除

598 雑損控除

599 医療費控除

600 雑損控除

601 医療費控除

602 雑損控除

603 医療費控除

604 雑損控除

605 医療費控除

606 雑損控除

607 医療費控除

608 雑損控除

609 医療費控除

610 雑損控除

611 医療費控除

612 雑損控除

613 医療費控除

614 雑損控除

615 医療費控除

616 雑損控除

617 医療費控除

618 雑損控除

619 医療費控除

620 雑損控除

621 医療費控除

622 雑損控除

623 医療費控除

624 雑損控除

625 医療費控除

626 雑損控除

627 医療費控除

628 雑損控除

629 医療費控除

630 雑損控除

631 医療費控除

632 雑損控除

633 医療費控除

634 雑損控除

635 医療費控除

636 雑損控除

637 医療費控除

638 雑損控除

639 医療費控除

640 雑損控除

641 医療費控除

642 雑損控除

643 医療費控除

6

# 申告書の書きかた

## ① 所得の種類など

- 所得**は営業等、農業、不動産、利子、配当、給与、雑、譲渡、一時、山林、退職所得に区分され、原則として総合して課税されますが、このうち山林と退職所得および土地・建物等の譲渡所得は他の所得とは別に課税されます。
- 各種の所得金額**は、令和7年中の収入金額からその収入をあげるために必要な経費を差し引いて計算します。  
以下各種の所得について概略説明いたしますが、くわしいことや、わかりにくいことは税務担当者にお問い合わせください。

### ① 営業等所得

- 販売、製造、飲食店、料理店、建設、サービス業など営業から生ずる所得は次の算式により計算します。  
総収入金額－売上原価－必要経費－青色専従者給与額・白色事業専従者控除額又は青色申告特別控除額＝営業所得金額  
売上原価＝年初のたな卸高＋年中の仕入高－年末たな卸高  
**収入金額** 商品などを販売した売上代金です。  
**必要経費** 公租公課、雇人費、地代、家賃、借入金の利子、修繕費、減価償却費など営業収入をあげるために必要な経費です。
- 医師、弁護士、税理士、著述業、画家、俳優、職業野球選手、外交員などの自由職業や漁業で、営業、農業以外の事業所得は、次の算式により計算します。  
青色専従者給与額・  
総収入金額－必要経費－白色事業専従者控除額＝その他の事業所得金額  
又は青色申告特別控除額

**収入金額**および**必要経費**は営業所得取扱に同じです。

### ② 農業所得

- 農産物、果樹、養蚕、農家が兼営する家畜、家きん、わら工品、酪農などの生産所得。なお、計算方法についてのくわしいことや、わかりにくいことは税務担当者にお問い合わせください。

**収入金額**および**必要経費**は営業等所得取扱に同じです。

### ③ 不動産所得

- 地代、駐車場料金、家賃、貸間代、土地家屋の権利金などです。これらについては特別の取扱をする場合がありますが通常次の算式により計算します。  
青色専従者給与額・  
総収入金額－必要経費－白色事業専従者控除額＝不動産所得金額  
又は青色申告特別控除額

- 収入金額**のうち権利金などは原則として、その金額を収入金額とします。  
**必要経費**は修繕費、火災保険料、減価償却費、固定資産税、借入金の利子、管理費、不動産貸付業用固定資産の減失損などです。

### ④ 利子所得

- 公社債および預貯金の利子、合同運用信託および公社債投資信託の収益の分配に係る所得。収入金額＝所得金額

### ⑤ 配当所得

- 株式や出資の配当、証券投資信託の分配金などですが、収入金額は令和7年中に株主総会で配当決議のあったものなど収入の確定した金額です。  
くわしい計算方法については、税務担当者にお問い合わせください。

### ⑥ 給与所得

- 俸給、給料、賃金、歳費、賞与などの所得で次の算式により計算します。  
収入金額－給与所得控除額＝給与所得金額  
通勤費、転居費、研修費などの特定支出をした場合には、給与所得の金額は次の算式により求めた金額とすることができます。

$$(\text{収入金額}) - (\text{給与所得控除額}) - \left( \frac{\text{特定支出の額の合計額のうちその年中の給与所得控除額の2分の1を超える部分の金額}}{2} \right) = \text{給与所得の金額}$$

- また、次のア、イから計算した所得金額調整控除額が給与所得の金額より控除されます。  
ア. その年の給与等の収入金額が850万円を超える方で、特別障害者に該当する方、又は年齢23歳未満の扶養親族を有する方、若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する方は、給与等の収入金額(その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円)から850万円を控除した金額の10%相当の金額  
イ. その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得がある方で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える方は、給与所得控除後の給与等の金額(10万円を限度)及び公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度)の合計額から10万円を控除した金額  
※年金・恩給等は雑所得として扱われます。

### ⑦～⑨ 雑所得

- 過去の勤務に基づき、使用者であった者から支給される年金・恩給、国民年金など(公的年金等)、および著述家以外の人の受けとる原稿料や印税、個人の貸付金の利子、郵便年金、生命保険契約による年金などの所得で次の算式により計算します。  
収入金額－必要経費(公的年金等の場合は公的年金等控除額)＝雑所得金額

### ⑩ 総合譲渡、一時所得

- 総合譲渡**  
ゴルフ会員権、船舶、機械器具などの資産の譲渡による所得で、これらについては特別の取扱をする場合がありますが、通常次の算式により計算します。  
なお、特別控除額は譲渡の種類によりことなります。  
普通の譲渡所得  
譲渡益＝(譲渡収入金額)－(譲渡資産の取得費及び譲渡経費)  
譲渡所得の金額＝(譲渡益)－(譲渡所得の特別控除額)  
**一時**  
法人からの贈与金額、懸賞当せん金品、競馬、競輪の払いもどし金、生命保険契約による一時金などの所得で次の算式により計算します。  
収入金額－必要経費－一時所得の特別控除＝一時所得金額

### ⑩ 短期譲渡所得(一般)

- 土地、建物などの資産の譲渡による所得ですが、譲渡のあった年の1月1日において所有期間が5年以下の土地建物等を譲渡した場合短期譲渡所得となります。  
短期譲渡所得＝収入金額－必要経費(取得費＋譲渡費用)  
短期譲渡所得金額×市町村民税5.4%  
×県民税3.6%

### ⑪ 短期譲渡所得(国又は地方公共団体等)

- 短期譲渡所得のうち国又は、地方公共団体等へ譲渡した場合は、次の算式により計算します。  
短期譲渡所得＝収入金額－必要経費(取得費＋譲渡費用)  
市町村民税3%  
短期譲渡所得金額×県民税2%

### ⑫ 長期譲渡所得(一般)

- 土地、建物などの資産の譲渡による所得ですが、譲渡のあった年の1月1日において所有期間が5年を超える土地建物等を譲渡した場合長期譲渡所得となります。  
収入金額－必要経費(取得費＋譲渡費用)＝長期譲渡所得  
長期譲渡所得－特別控除＝課税長期譲渡所得  
課税長期譲渡所得金額×市町村民税3%  
×県民税2%

### ⑬ 長期譲渡所得金額(優良住宅地等)

- 優良住宅地等としての土地譲渡の場合の所得で次の算式により計算します。  
○課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の場合  
課税長期譲渡所得金額×市町村民税2.4%  
×県民税1.6%  
○課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合  
市町村民税2.4%  
(2,000万円×県民税1.6%)＋(課税長期譲渡所得金額－2,000万円)  
×市町村民税3%  
×県民税2%

### ⑭ 長期譲渡所得(居住用財産)

- 居住用財産としての家屋及び敷地とされた土地等の譲渡の場合の所得で次の算式により計算します。  
○課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下の場合  
課税長期譲渡所得金額×市町村民税2.4%  
×県民税1.6%  
○課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合  
市町村民税2.4%  
(6,000万円×県民税1.6%)＋(課税長期譲渡所得金額－6,000万円)  
×市町村民税3%  
×県民税2%

### ⑮～⑯ 株式等の譲渡

- 有価証券等(株式、転換社債等)の譲渡による事業所得・雑所得および譲渡所得については、次の算式により計算します。

- 株式等に係る譲渡所得の金額(一般分)×市町村民税3%  
×県民税2%  
株式等に係る譲渡所得の金額(上場分)×市町村民税3%  
×県民税2%

### ⑰ 先物取引

- 先物取引による個人の所得で一定のものについては、次の算式により計算します。  
先物取引所得金額×市町村民税3%  
×県民税2%

### ⑱ 山林所得

- 山林の伐採又は譲渡による所得ですが、山林を取得してから5年以内に伐採又は譲渡した場合は事業所得または雑所得となります。この所得については、特別の取扱がありますからご注意ください。なお通常は次の算式により計算します。  
総収入金額－(植林費＋取得費＋管理費＋伐採費などの必要経費)  
－青色専従者給与額  
－白色事業専従者控除額＝山林所得金額  
**退職所得**  
一時恩給、退職一時金、退職金などの所得です。  
※⑳～㉓、山林所得、退職所得は「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」に記入してください。

## (二) 所得から差し引かれる金額

### ⑰ 社会保険料控除

- あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のため、令和7年中に支払ったり、または給与から差し引かれたりした社会保険料(厚生年金、国民年金、介護保険(1号)などの保険料、長寿(後期高齢者)医療制度の保険料および国民健康保険税)の金額です。

### ⑱ 小規模企業共済等掛金控除

- 小規模企業共済法に規定する第一種共済契約に基づく掛金確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、及び地方公共団体が条例の規定により実施する心身障害者扶養共済制度で一定の要件を備えているものに基づく掛金を支払った金額です。

### ⑲ 生命保険料控除

- ア. 一般の生命保険料控除  
あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約に基づいて、令和7年中に支払った生命保険料(契約配当金があるときはその金額を差し引いた実際の払込金額)を支払った場合は控除が受けられます。
- イ. 介護医療保険料控除  
疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由により保険金等が支払われる保険契約のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるものは、別枠で控除が受けられます。
- ウ. 個人年金保険料控除  
個人年金保険、郵便年金等の契約により支払った保険料で、一定の要件に当てはまるものは、別枠で控除が受けられます。

### ⑳ 地震保険料控除

- あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している住宅や家財等の資産について生じた損失の額を補てんする地震保険などの保険料や平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料を支払った場合は控除が受けられます。

### ㉑～㉓ 寡婦、ひとり親、勤労学生及び障害者控除

- 寡婦**とは……次に掲げる人でひとり親に該当しない人をいいます。  
ア. 夫と離婚した後婚姻をしていない人のうち、次に掲げる要件を満たす人  
a) 扶養親族を有すること。  
b) 合計所得が500万円以下であること。  
c) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。  
イ. 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない一定の人のうち、次に掲げる要件を満たす人をいいます。  
a) 合計所得が500万円以下であること。  
b) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。  
○**ひとり親**とは……現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次に掲げる要件を満たす人をいいます。  
ア. その人と生計を一にする子(その年分の所得金額が58万円以下)を有すること。  
イ. 合計所得金額が500万円以下であること。  
ウ. その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。  
○**勤労学生**とは……大学、高等学校、盲学校、養護学校などの学生や生徒、児童(夜間学生や通信教育生を含みます。)で、自分の勤労による事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得がある人のことです。  
ただし、各種の所得の合計額が85万円より多いか、または、自分の勤労によらない所得が10万円より多い人は除かれます。  
○**障害者**とは……心身に障害のある人や、身体に障害があり身体障害者手帳の交付を受けている人、又常に就寝し複雑な介護を要する人。

### ㉔ 配偶者控除

- ア. ここにいう「配偶者」とは、婚姻届をしている配偶者をいい、内縁関係の人は配偶者にあたりません。  
イ. 合計所得金額が、1,000万円以下の人に限ります。  
ウ. 配偶者の合計所得金額が58万円以下  
エ. 昭和31年1月1日以前に生まれた人で、ウに該当すれば、老人控除対象配偶者となります。

	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	控除対象配偶者	33万円	22万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円
		11万円	13万円

### ㉕ 配偶者特別控除

- あなたの合計所得金額が、1,000万円以下で、かつ生計を一にする配偶者を有している場合には、配偶者の合計所得金額が58万円超～133万円以下の方は控除が受けられます。ただし、次の配偶者は受けられません。  
ア. 他の納税者の扶養親族とされる人  
イ. 青色事業専従者として給与の支払を受ける人および白色事業専従者  
ウ. あなたを対象として、配偶者特別控除の適用を受ける人

	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者特別控除	58万円超100万円以下	33万円	22万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円

### ㉖ 扶養控除

- 控除の対象となる配偶者および扶養親族とは、令和7年12月31日(年の途中で死亡された人については死亡した日)の現況で、あなたと生計を一にする親族のうち、次のいずれかに該当する人です。  
ア. 合計所得金額が、58万円以下  
イ. 平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた人は、上記アに該当すれば、特定扶養控除が受けられます。  
ウ. 昭和31年1月1日以前に生まれた人は、上記アに該当すれば、老人扶養控除が受けられます。  
エ. 老人扶養控除に該当する人で、あなたやあなたの配偶者の直系尊属(父母や祖父母など)でかつあなた又はあなたの配偶者のいずれかとの同居を常況としている人は、同居老親等として控除が受けられます。  
オ. 障害者の場合は、上記アに該当すれば扶養控除と障害者控除が受けられます。

### ㉗ 特定親族特別控除

- 19歳以上23歳未満の親族等の合計所得金額が58万円超～123万円以下の方は控除が受けられます。

合計所得金額	控除額
19歳以上23歳未満の親族等の合計所得金額	
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

### ㉘ 基礎控除

合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

### ㉙ 雑損控除

- あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が令和7年中に災害や盗難を受けた場合は雑損控除が受けられます。  
損害の原因………震災、風水害、雪害、火災、盗難、横領などのことです。  
損害を受けた資産の種類……家屋、家財、衣類、現金などです。  
損害金額………損害をうけられたときの時価です。なお災害による取りこわし費用も含まれます。  
保険金などで補てんされる金額……損害について支払を受ける損害保険金や損害賠償金などの金額のことです。  
災害関連支出の金額………災害等に関連するやむを得ない支出をいいます。

### ㉚ 医療費控除

- あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のため、令和7年中に医療費を支払った場合又はスイッチOTC医薬品の購入費用がある場合は、一定額を超えた分について控除が受けられます。  
○医師または歯科医師などに支払った診療費または治療費  
○病院、診療所、助産所へ支払った入院費または入所費  
○あんま師、はり師、きゅう師、柔道整復師に支払った施術費  
○看護師または助産師に支払った費用

## (三) 専従者控除

- 青色専従者給与額** 所得税について青色申告をしている人が事業に専従している親族に支払う給与です。
- 白色事業専従者控除額** 所得税について青色申告をしていない人で、同じ世帯にいる15才以上の親族のうち事業に1年を通じて6ヵ月以上専従していた人について控除が受けられます。控除額は次のいずれか低い金額です。  
ア. 500,000円(配偶者は、860,000円)  
イ. 専従者控除前の事業所得の金額÷(専従者の数＋1)

## (四) 「寄附金に関する事項」欄の書き方

- 「都道府県、市区町村分(特例控除対象)」、「住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。  
「条例指定分」の「県」、「市町村」の各欄には、住所地の県、市町村の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

## (五) 「事業税に関する事項」欄の書き方

- この欄の記載をしないと事業税に関する各種控除が受けられませんので忘れずに記入してください。

- 「非課税所得など」欄**  
事業所得のうち、事業税が課されない所得がある場合にその所得金額(事業専従者控除(給与)額を控除する前の額)を書く欄です。  
○非課税所得…鉱物の採掘事業・医療関係の事業を行うものの健康保険関係の診療報酬等の所得。  
○旧非課税所得…新聞送達業・教科書販売業のうち特定のもの。
- 「損益通算の特例適用前の不動産所得」欄**  
不動産所得の赤字の金額のうち土地等を取得するために要した借入金の利子に相当する部分の金額がある場合に書く欄です。損益通算の対象となります。
- 「事業用資産の譲渡損失など」欄**  
事業税で控除される事業用資産の譲渡損失や被災事業用資産の損失がある場合に、これらの損失額を書く欄です。  
資産の種類は、小型四輪車、旋盤等具体的に記入してください。
- 「前年中の開(廃)業」欄**  
令和7年中に開業又は廃業した場合に限り月日を記入し、開廃の該当事項を○で囲んでください。

## (六) 「所得金額調整控除に関する事項」欄の書き方

- 所得金額調整控除を受けようとする場合に、23歳未満の扶養親族、若しくは特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族について記入してください。

※ (三)、(四)、(五)、(六) に関しては裏面に記入してください。

地方税法等の改正により各事項が変更されることがあります。
------------------------------